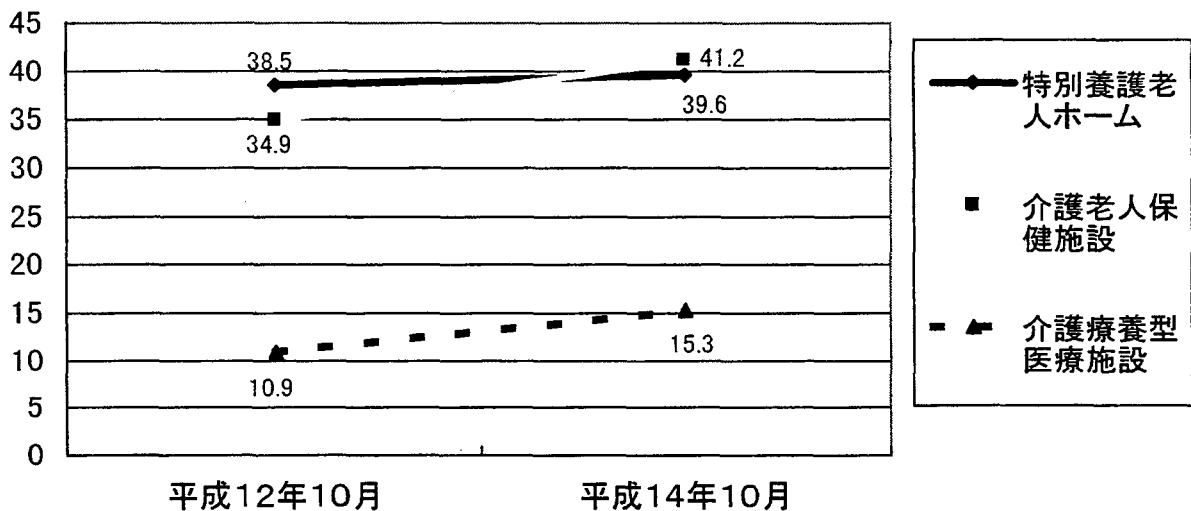


介護職員・施設長の資質

- 介護保険3施設における介護職員のうち、介護福祉士の資格を調べる者の割合は増加傾向にある。また、介護職員を対象とした研修としては、痴呆介護実務者研修、ユニットケアを行う特別養護老人ホームにおける介護職員向けの研修を行っている。
- 特別養護老人ホームの施設長は、社会福祉主事の要件等が必要とされているが、施設入所者の重度化等に対応するため、施設長の研修等の在り方が課題となっている。

1. 介護保険3施設における職員の介護福祉資格の保有状況



- * 介護職員（常勤職員及び非常勤職員の実人員数）に占める介護福祉士資格保有者（同）の割合
- * 介護サービス施設・事業所調査より

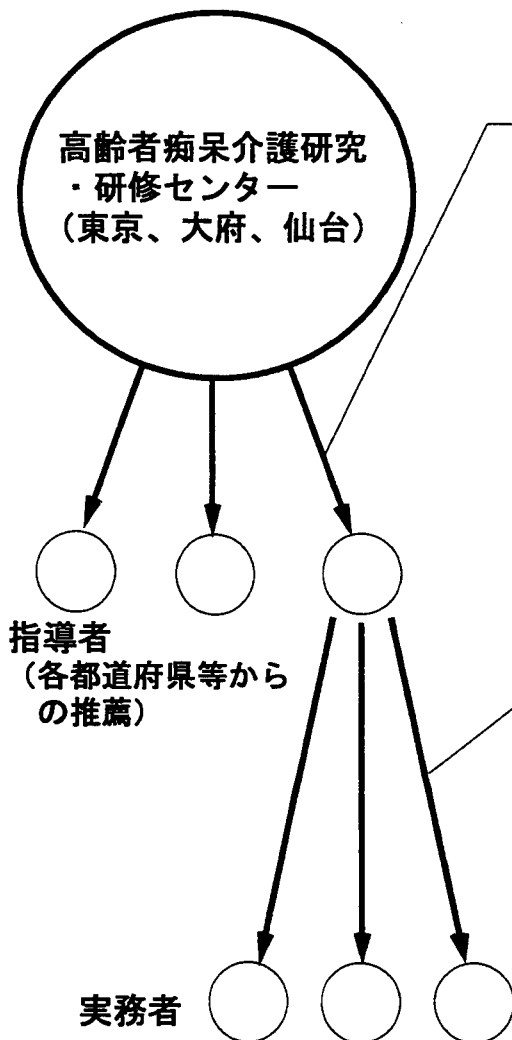
2. 特別養護老人ホームの施設長及び管理者の資格要件

- 施設長の資格要件（基準省令第5条第1項）
 - ① 社会福祉主事の要件を満たす者
 - ② 社会福祉事業に2年以上従事した者
 - ③ 社会福祉施設長資格認定講習会を受講した者
- 管理者の資格要件
特になし

痴呆ケアの人材育成

- 痴呆性高齢者には、①記憶障害等が進行していく一方、感情やプライドは保たれる、②環境の変化に適応することが難しい、といった特性がある。
- 痴呆性高齢者ケアは、こうした痴呆性高齢者の特性を踏まえたものであることが求められることから、痴呆介護の研究・研修の中核的な役割を担うセンターを3か所設置し、臨床的研究及び痴呆介護指導者の養成を行っている。
- また、痴呆介護指導者は、各都道府県等で実施されている痴呆介護実務者研修（基礎課程・専門課程）の企画・立案への参画及び講師への登用をはじめ、各都道府県等における痴呆介護の質の向上に向けた取組の中で、中核的な役割を果たしている。
- 諸外国においては、デンマークにおける「痴呆コーディネーター」やスウェーデンの「痴呆専門看護婦」など専門職の養成を行っているところもある。

1. 痴呆介護研修



○ 痴呆介護指導者養成研修

- ・ 各都道府県・指定都市から推薦を受けた者が対象
- ・ 実務者研修のプログラム作成方法や、教育技術を修得
- ・ 修了者数の累計：469人（15年度末）
- ・ 高年齢者痴呆介護研究・研修センター（全国3か所）において実施

○ 痴呆介護実務者研修（基礎課程・専門課程）

- ・ 介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等が対象
- ・ 痴呆介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を講義及び実習により修得
- ・ 修了者数の累計：

平成13年度	基礎課程	7,177人
	専門課程	1,606人
平成14年度	基礎課程	10,755人
	専門課程	2,184人
平成15年度	基礎課程	14,079人
	専門課程	2,270人
- ・ 各都道府県・指定都市の長が適切に研修を行うことができると認められた介護保険施設・事業者等の有する施設において実施

2. 痴呆介護指導者養成研修の主な内容

講義・演習5日間（40時間）、実習等25日間（200時間）

- ・ 痴呆介護に関する各専門分野の研究について理解。
- ・ ケアプランを活用したチームケアに対する指導者の役割を認識し、その指導能力を修得。
- ・ 演習指導、実習指導の方法を修得。
- ・ 教育実習。

3. 痴呆介護実務者研修（基礎課程・専門課程）の主な内容

	基礎課程	専門課程
ねらい	痴呆介護の基本理念、基本的知識を修得させる。	基礎課程で得られた基本的知識をさらに深め、施設・事業所においてケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する。
対象者	原則として、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者	次の要件を全て満たす者 ア 基礎課程修了又はそれに相当する知識・技術を有している者 イ 介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者
標準的研修時間	講義・演習 20時間	講義・演習 40時間 実習 80時間 計 120時間
実習施設		ア 実施主体の長が適切に研修を行うことができるものと認められるもの イ 介護保険施設、痴呆対応型共同生活介護事業所（痴呆性高齢者グループホーム）、通所介護事業所（デイサービスセンター）等

※「講義・演習」の実施場所については、都道府県等のほか社会福祉協議会の研修施設等、適切に実施することが可能であれば場所は問わない。

4. 諸外国における痴呆介護の専門職の例

※デンマークの「痴呆コーディネーター」について

○ 役割

- ・ 高齢者を中心に、家族や在宅ケアスタッフのつなぎ役となって地域を歩き、自治体から適切なサービスと支援を得られるよう調整。
- ・ ヘルパーや訪問看護婦などに対しては、痴呆の専門家として相談・指導を行う。
- ・ 家族に対して、在宅でのケアを指導するほか、悩みを聞くなどのケアも行う。

○ 資格

- ・ 約1年半の教育を受けて授与される。（現に看護婦やヘルパーとして従事している者は、14週間の研修を受けて資格を得ることができる。）

※ スウェーデンの「痴呆専門看護婦」、「痴呆研修を受けた介護保健士」について

(1) 「痴呆専門看護婦」

- 公的な呼称・資格ではないが、痴呆性高齢者の専門的なケアを行える人に対するニーズが高いため、主に南部の地方でこうした呼称が定着しつつある。
- 大学で3年間専門看護教育を受けた後、臨床の現場（病院、訪問看護婦、施設勤務）を最低1年～1年半経験し、再度大学に戻り、老年科や痴呆科の教育を1年間受けた者のことを意味する。

(2) 「痴呆研修を受けた介護保健士」

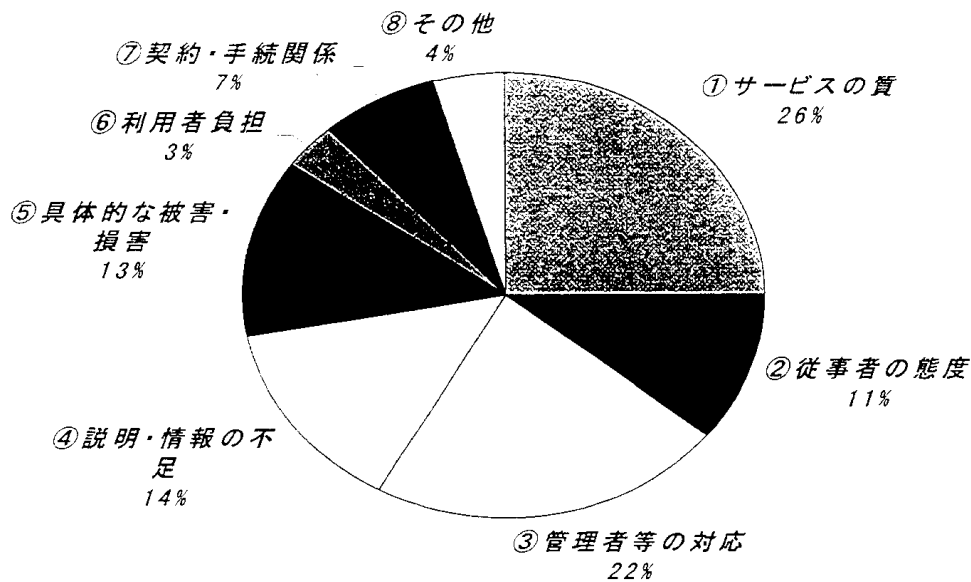
- 介護保健士（注）のうち1週間程度の痴呆研修を受けた者。

（注） 介護保健士とは、高校で準備されている15程度の専門コースのうち「介護」コースを3年間受けることで資格取得。スウェーデンではホームヘルパーや医療施設のケアワーカーにもこの「介護保健士」が就くようになってきている。

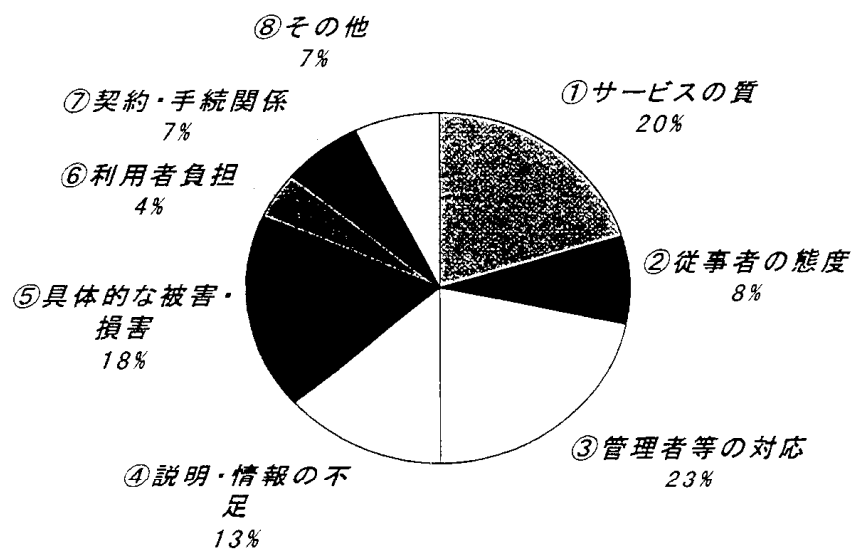
国保連に寄せられた苦情相談内容

○ 国保連に寄せられた利用者からの苦情相談を内容別に見ると、サービスの質に関する苦情の割合が高く、26%となっている。

【国保連合会への苦情申立内容（平成15年4月分～平成16年3月分）】



【国保連合会への苦情申立内容（平成14年4月分～平成15年3月分）】



介護サービスの「情報開示の標準化」の概念図

「情報開示の標準化」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための新しい仕組み

